

地域の会



▲第132回定例会(柏崎原子力広報センター)

▲第131回定例会(柏崎原子力広報センター)

CONTENTS

第131回定例会	
防災計画における「情報伝達の流れ」等について 説明を受け質疑応答	2
第132回定例会	
「エネルギー基本計画」の概要について 質疑応答	3・4
発電所を巡る主な動き	4

柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会(「地域の会」)

柏崎刈羽地域では、現に存在する原子力発電所と対峙して生活せざるを得ません。それが事故無く稼動することは、個々の考え・主張の如何によらず、住民の最低かつ共通の思いです。

「地域の会」では、発電所そのものの賛否はひとまず置いて、安全運転に係る事業者や行政当局の必要にして十分な情報提供に基づき、発電所の安全について状況を確認し、地域住民の素朴な視線による監視活動を行うとともに、必要な提言を行うことを目的に、平成15年5月に発足、設置趣旨に沿った様々な活動を行っています。

地域の会 概要

- ①会員は、柏崎市、刈羽村に在住し、会が認める各種団体および地域の推薦を受けた25名以内の委員で構成。任期は2年。
- ②会の任務：(1)原子力発電所の運転状況及び影響等の確認・監視
(2)事業者等への提言
(3)会での議論、活動等の住民への情報提供
(4)委員の研修
(5)その他会の目的を達成するために必要と認められる事項
- ③県、市、村、国、事業者はオブザーバー、又は説明者として出席
- ④会議の種類：定例会(毎月1回)
臨時会(必要に応じ開催)
※会は、原則すべて公開。

防災計画における「情報伝達の流れ」等について説明を受け質疑応答

開催日 平成26年5月14日(水) 場所 柏崎原子力広報センター(研修室) 出席者 19名(欠席1名)
オブザーバー 新潟県、柏崎市、刈羽村、原子力規制事務所(原子力規制庁)、地域担当官事務所(工ネ庁)、東京電力(株)
内容 ●防災計画における「情報伝達の流れ」等について説明を受け質疑応答

概要



Q PAZは避難、UPZは屋内退避という状況もあると思うが、それで混乱が生ずることはないのか。

柏崎市 今後、説明会等で丁寧に説明するので、自分の地域はPAZかUPZかなどの理解を深めてもらい、協力をいただきたい。

Q 国民は福島事故を知ってしまった。市の指示など待たずに人たちは避難をすると思う。段階的な避難などできないのではないか。

柏崎市 福島では情報が来ないという不安も混乱の一因だった。情報の出し方、伝え方、内容などを皆さんと意見交換しながらご理解いただかない。

規制庁 自主的に避難する人を止めることではないが、パニックは避けてもらいたい。防災の施策で、安全に避難できる環境をつくっていききたい。

Q 情報伝達の要は、事業者からどれくらい正確に迅速に情報が伝わるか。何かあったらすぐに規制庁が発電所内に入れるのか。事業者からの情報待っただけでは非常に心配。規制庁は、どのようなかたちで関わるのか。

規制庁 通報の在り方を、規制庁と事業者の間で整理をした上ですり合わせを行う。EAL1(※2)の段階ですぐに最低1名は発電所の緊急対策所に行くことになる。福島事故で国側の回線が途絶えてしまった反省を踏まえ、東京電力と規制事務所や規制庁を結ぶ専用回線を発電所内に設けた。

広報手段など

Q 県、市、村ではテレビやラジオ、防災無線など様々な手段で住民に連絡すると説明があったが、国や東京電力は広く伝えることはないのか。万一の時は福島事故時のように、国が直接国民に伝えることはないのか。

規制庁 官邸でも必要な場合にはプレス会見を行い、プレスから情報を流してもらおう。規制庁としても詳しいパラメータの情報を記者会見で流す。現地では、マスコミにオフサイトセンターに集まってもらい情報を流してもらおうようお願いすることになる。

東京電力 東京電力としては正確に迅速に情報を伝えることが根幹である。テレビ会議ですぐに本店、国とも情報を共有できる環境になる。

Q 福島事故以前もそのような体制だったはずだが、機能しなかった。改善されたのか。

規制庁 福島事故時には、現地の情報入手する手段が途切れたことが最大の課題。国として連絡できる通信手段を確保し、東京電力本店にも規制庁の人間が入り、本店側の議論や判断等、事業者の情報すべてを把握し、共有する体制整備と設備の改善をしている。

東京電力 福島事故時には現場状況を正確に把握できなかった。ハード面や運用の改善を進めている。

Q 10条や15条通報から避難までどれだけの時間がかかるのか。有事の際、規制庁は本当に発電所内に入れるのか。福島事故時、周波数の同じ無線で情報伝達ができなかったと聞いたがどうか。

規制庁 通報から避難完了までの時間は、地域の実情や環境によって違う。緊急事態が発生したら必ずオンサイトに行く。線量は上がっても防護しながら現場で活動を行う。

Q 安定ヨウ素剤は配布されても服用が可能な見通しはあるのか。

新潟県 PAZについては、災害対策指針で安定ヨウ素剤の個別配布が決められている。医師が説明会で住民に配布をするという内容だが、住民の入れ替わりなど現実的に様々な課題があり、解決を国に要望している。分散備蓄をしても、それらの課題が解決されない限り個別配布は難しい。

【意見・要望】

●PAZの町内としては、屋外のスピーカーを使った放送が一番効果がある。二重三重にバックアップをして情報が途切れないようにしてほしい。また、配布資料や説明は、その地区に合わせたものをお願いしたい。

●原子力災害は、複合災害になると考える。家の倒壊、テレビが見られない、電気が使えない、携帯が通じない中でどうやって情報を得るのか。一歩踏み込んだ情報伝達をお願いしたい。●新潟県の安定ヨウ素剤の事件は、住民と行政との信頼関係を大きく損ねた。立地地域をどう考えているのか。猛省して地域の住民の気持ちを汲んだ政策を最優先に取り組んで欲しい。●今の体制では、安定ヨウ素剤を即服用はできない。福島事故から3年、事故はいったあるかわからない。即服用が可能になるよう手段を考えてほしい。

Q 発電所周辺の地盤調査期間は、当初より大幅に延長された。なぜか。民有地の調査は地主との契約が必要。東電の調査のやり方は間違いだ。

東京電力 スケジュールありきではなく、十分なデータが得られるよう柔軟に対応し、現在追加調査を行っている。工期が延びたのは、植生復旧の期間を含めたため。

Q 熔融燃料を受けて冷やし続ける設備を使えば効果が高いことも世界では認められている。具体的な対策例として義務付け、示すことはできないのか。

規制庁 ヨーロッパや中国で今建設中の新型炉、新增設しているPWRタイプではそのような設備を付けているものもある。既存の発電所については、付けることは難しいが、同様の機能を持つものという主旨で新規制基準では要求している。

- ※1 PAZ……即時避難区域。発電所を中心とする半径おおむね5km圏。
- UPZ……避難準備区域。発電所を中心とする半径おおむね30km圏。
- ※2 EAL1……警戒事態。
- EAL2……施設敷地緊急事態。
- EAL3……全面緊急事態。

※委員の発言は個人の感想です。

柏崎市 同じ体制で行う。

「エネルギー基本計画」の概要について質疑応答

開催日 平成26年6月4日(水) 場所 柏崎原子力広報センター(研修室) 出席者 18名(欠席2名)
 オブザーバー 新潟県、柏崎市、刈羽村、原子力規制事務所(原子力規制庁)、地域担当官事務所(エネ庁)、東京電力(株)
 内容 • 「エネルギー基本計画」の概要について質疑応答

概要



5月に資源エネルギー庁(以下「エネ庁」)から説明を受けた「エネルギー基本計画」(以下、基本計画)について質疑応答や意見交換を行った。

【質疑応答】

国の姿勢

Q 「原子力政策の再構築で福島の復興・再生を国が全力で成し遂げる」とあるが、具体的な国の姿勢を示してほしい。

エネ庁 昨年12月の閣議決定で国は、帰還に向けた取組みと生活支援の拡充により福島を支援することとした。線量水準に応じた健康管理や防護措置を具体化し、福島再生加速化交付金と合わせて早期帰還を実現していく。また、追加賠償や復興拠点の整備などの支援を充実させる。廃炉・汚染水対策については、国費を活用しての多核種除去設備の技術開発や

技術的難度の高い凍土遮水壁については、国が全額負担し、取り組んでいる。

Q 国の誰が立地自治体等に理解と協力を得るのか。

エネ庁 国からの立地自治体等への説明は、各地域の実情も踏まえて対応することが重要で、関係省庁が連携し、それぞれの役割に応じて原子力規制委員会、経済産業省、内閣府等が丁寧な説明を行うと認識している。

Q エネルギー政策の立案・運用の責任は本来国にあるのではないのか。「双方向的なコミュニケーションの充実」で自治体、事業者、非営利法人等の各主体がエネルギー政策に関する実態を踏まえてとあるが、どのようなことか。

エネ庁 この表現は幅広いステークホルダー(利害関係者)が関与しながらエネルギー全体について国民各層双方向のコミュニケーションを図るという意味で自治体単位、地域単位でコミュニケーションを図るという主旨になっている。具体的内容はまさに今本省で検討している。



新規制基準

Q 世界で最も厳しいとする規制基準というが、その根拠は何か。

エネ庁 自然災害に対する厳格な想定として活断層など厳しい基準や、バックフィットなど既存設備に対して遡及適用する内容は欧米と比べてより厳しい基準であると聞いている。さらに安全目標の導入も含め、世界的に見ても最も厳しい基準と考えている。

Q 基本計画では「規制基準に適合すると認められたら再稼働」とあるが、規制委員会の田中委員長は設備が基準に適合するかどうかの判断をするだけだといっている。なぜ「認められたら再稼働」という表現になるのか。

エネ庁 関係自治体の避難計画の作成や地元自治体の同意については、法的には再稼働のための条件となっていないが、実態として、関係自治体の避難計画の支援や地元自治体のご理解などが当然あった上での再稼働という認識である。

クリアすべき課題はあるが、規制基準に適合したなら速やかに再稼働へのプロセスに進むべき。国は基本計画への無用な誤解を生じさせないよう明言してもらいたい。

Q 「万一事故が起きた場合、国は関係法令に基づき責任をもって対処する」とあるが、国の関係法令にはどんなものがあるのか。

エネ庁 現在は原子力の損害賠償法で事業者の無過失、無限責任となっており国の責任が明確化されていない。

今後国の責任をどう担保するか、法律改正を含めて検討を始めるところ。



その他

Q 基本計画は、今まで何度も改定されてきた。目標を掲げるのは良いが、これまでの計画は希望的なもので、実現できたものはないという認識だがどうか。

エネ庁 2002年にできたエネルギー政策基本法という法律に基づいて基本計画を作っており今回は4回目。政策の長期目標であるためすべては実現できていないということだと思つ。

トピックス

安定ヨウ素剤未調達事案申し入れ

平成26年6月6日、新潟県に、安定ヨウ素剤の未調達事案に対して、二度とこのようなことを繰り返さないよう再発防止策の徹底を申し入れました。



Q 福島事故以降、家庭の電気料金が2割増しとなっているとあるが、設備投資をするほど電力会社の利益につながる総括原価方式が原因でないのか。

エネ庁 電力システム改革として、電気の小売り自由化の法案を国会に提出した。これが進めば競争原理が働き電気料金も下がると考えている。

【意見・要請】

原発の地元住民は国策に協力している。国が地元にお願する気持ちがあるなら、自治体から説明を受けた協力を得たりするなど、もっと全面に出てやってほしい。

2012年の総選挙で自民公明両党は可能な限り速やかに原発ゼロを目指すとの公約したのに、安倍政権は原発をベースロード電源、原発を恒久化した。福島原発事故を踏まえれば原発は人類とは共存できない。

福島事故の検証さえ済んでいないのに、世界一安全な原発というのは問題がある。ベースロード電源として進めるなら安全の根拠を示してほしい。核燃料再処理工場の度重なる操業延期、純国産エネルギーといわれたもんじゅが事故停止から20年になる。普通の機械なら廃棄処分は年数である。使用済燃料の保管場所の問題、40年を経過した発電所の処分はどうするのか。我々は電気の恩恵だけを享受して、そこから出た廃棄物は次世代に全部押し付けることなど許されるのか。

福島原発災害に対する国の責任ある対応は感じられない。基本計画の具体性も欠いている。もっと深刻になってほしい。保安院から規制庁になったのだから住民にも違いが感じられる省庁であってほしい。

推進、反対で意見を述べるのはけっこうだが、原子力発電を止めて廃炉にしても全ての問題は解決されない。苦渋の決断で国も出口の見えないところから少しは出口の見える方向に行こうと努力している。大飯原発差し止め判決が出て解決にはならない、それが現実。

福島事故は大きな出来事だったが、その後の定期点検までは安全に動いていたのが事実。安全を確認したら発電所は動かすべきでベースロード電源で活用するという国策は賛成。

再稼働について最終的に国が判断ということであれば総理大臣が判断すると明確に表記すべき。

委員交代のお知らせ
加納正幸氏が4月15日付で委員に就任
渡辺直人氏が4月14日付で退任

再稼働について最終的に国が判断ということであれば総理大臣が判断すると明確に表記すべき。

エネルギー消費のスマート化について、2020年代とされるスマートメーターの導入をもっと前倒しすれば、エネルギーに対する意識啓発になるのではないか。

安いエネルギーを求め企業が海外進出した結果、それらの国では原発が増え、エネルギーで産業と経済を確保しようとしている。もっと日本の経済が安定していくことをやっていくべき。

原子力発電所が無ければいいなとも思うが、それは今ではない。若者も経済成長を経験したいし努力が報われない。基本計画をしっかりと遂行し、エネルギーの安定がもたらす日本の理想の姿を求める姿勢が大切と思う。

大飯原発の差し止め判決や県知事の福島事故の検証、総括、高線量下の作業ルールなど再稼働は非常に無理な状況である。科学技術を過信せず今までの流れを反省し広い視野から見直すことが必要ではないか。

基本計画の中にある「水素社会の実現に向けた取組」を早く進めてほしい。

※委員の発言は個人の感想です。



発電所を巡る主な動き

4月9日～6月4日

- 4月9日 原子力規制委員会 6,7号機に関する新規制基準適合性審査の進め方に係る意見交換(5)
- 10日 新潟県 新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会の中島座長が平成25年度の議論の状況について知事に報告
- 11日 新潟県、柏崎市、刈羽村 安全協定に基づく状況確認
- 16日 政府 エネルギー基本計画を閣議決定
- 16日 原子力規制委員会 原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員の任命等について了承
- 17日 実用発電用原子炉及びその付属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈の記載内容を修正することについて了承
- 17日 原子力規制委員会 6,7号機地震等に係る事業者ヒアリング(11)
- 17日 平成25年度に発生した原子力施設等の事故故障等とりまとめについて公表
- 22日 新潟県 安定ヨウ素剤の不適切な事務処理、未調達及び更新遅延について公表
- 23日 柏崎市 市長が原子力規制庁を訪問し、森本次長と面談
- 24日 原子力規制委員会 6,7号機地震等に係る事業者ヒアリング(12)
- 24日 当所におけるタービン駆動原子炉給水ポンプのタービン駆動翼取付部の点検について公表
- 25日 柏崎刈羽原子力発電所における安全対策の取り組み状況について公表
- 25日 原子力施設の耐震安全性に係る新たな科学的・技術的知見の継続的な収集及び評価への反映等のための取り組みに関する原子力規制委員会への報告について公表
- 26日 新潟県 福島事故検証課題別デイスカッションの東京電力の事故対応マネジメント(第3回)を開催
- 26日 福島事故検証課題別デイスカッションのメルトダウン等の情報発信の在り方(第3回)を開催
- 28日 新潟県 福島事故検証課題別デイスカッションの地震動による重要機器の影響(第3回)を開催
- 30日 平成25年度決算について公表
- 5月1日 「原子力安全改革プラン」進捗報告(2013年度4四半期)について公表
- 2日 原子力規制委員会 原子力施設の運転経歴反映のための取組みについて了承
- 8日 発電用原子炉施設に係る工事計画認可の審査及び使用前検査の進め方について了承
- 8日 新潟県 安定ヨウ素剤未調達事案調査に関する中間報告を公表
- 9日 新潟県 福島事故検証課題別デイスカッションの高線量下の作業(第3回)を開催
- 9日 柏崎市 市長が柏崎刈羽原子力発電所の安全対策を視察
- 12日 新潟県、柏崎市、刈羽村 安全協定に基づく状況確認
- 13日～15日 内閣府原子力災害対策担当室 県内の安定ヨウ素剤配備状況を確認
- 14日 原子力規制委員会 平成25年度第4四半期の保安検査の実施状況について報告を受ける
- 16日 平成26年度の保安検査の実施方針について了承
- 16日 6,7号機第46回ヒアリング
- 16日 平成26年度夏期の電力需給見通しについて公表
- 19日 7号機 非常用ディーゼル発電機の停止装置に関する軽度不具合について公表
- 19日 原子力規制委員会 原子燃料工業(株)(加工業者から東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所1～5号機等の燃料体検査の申請書を受領)
- 20日 新潟県 福島事故検証課題別デイスカッションの海水注入等の重大事項の意思決定(第3回)を開催
- 20日 原子力規制委員会 東京電力(株)から柏崎刈羽原子力発電所の溶接安全管理審査の申請書及び申請変更届出書を受領
- 21日 新潟県 1,2,7回新潟県原子力発電所周辺環境放射線測定技術連絡会議を開催
- 21日 原子力規制委員会 2号機固体廃棄物処理系固体化設備改造工事に係る使用前検査の合格証を交付
- 21日 6,7号機第47回ヒアリング
- 22日 柏崎刈羽原子力発電所における安全対策の取り組み状況について公表
- 22日 新潟県 平成26年度第1回新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会を開催
- 23日 原子力規制庁 安定ヨウ素剤事前配布のための模擬説明会(第1回)
- 23日 柏崎刈羽原子力規制事務所 平成26年度第1回保安検査の実施(平成26年6月2日～6月13日)について公表
- 27日 新潟県、柏崎市、刈羽村 安全協定に基づく年間の状況確認
- 28日 原子力規制委員会 緊急時の被ばく線量及び防護措置の効果の試算を実施
- 29日 6,7号機第48回ヒアリング
- 29日 原子力規制委員会 原子炉等規制法に基づく溶接安全管理審査(平成25年度第4四半期)の結果及び評価結果について通知
- 6月4日 1号機 使用済燃料輸送容器保管建屋壁増設工事に係る使用前検査の合格証を交付
- 6月4日 原子力規制委員会 「電気系統の設計における脆弱性」に係る対応方針について規則の一部改正(案)等を行うことを了承

※号機のみ記載は柏崎刈羽原子力発電所
※詳細は、各機関のホームページをご覧ください。
■色は行政の動き ■色は東京電力の動き

編集後記

先月2日の定例会で、柏崎市から「原子力災害に備えた柏崎市広域避難計画(案)」の説明があった。ようやく、やっと...という感である。私たちは、これまで「実効性のある」とか、「現実味のある」計画を策定すべきであると訴えてきた。そういう意味では、避難経路を新たに設定するなどの工夫がある。ただ、それは65ページにも及ぶことやどうしても専門用語がずらりと並んでいることなど、なかなか容易に理解できないと感じる。例えば、原発から5km圏内のみなさんが避難を始めるのは「PAZ」では、EAL3で避難実施」となる。これからは、各コミセン自主防災会を対象に説明会を開催するという。普通の人が解り易い説明を求めるところである。福島事故の避難時には、多くの反省・問題が浮かび上がった。したがって、私たち住民が最も気になる避難計画として訓練実施も含め、気の遠くなるような道のりの、第一歩を踏み出したばかりである。(運営委員 徳永)

今後の「地域の会」定例会の開催案内

- 第135回定例会
日時：平成26年9月3日(水)午後6:30～
場所：柏崎原子力広報センター
※開催日時や場所は変更になる場合がありますので、詳しくは事務局にお問い合わせ願います。
- 第136回定例会
日時：平成26年10月1日(水)午後6:30～
場所：柏崎原子力広報センター
会は公開で行われています。傍聴はお気軽にお越し下さい。

地域の会の活動はホームページでご覧いただけます。
ホームページでは活動状況をタイムリーにお知らせすると共に、会議録、会議資料の全文を公開しており、資料をダウンロードすることもできます。また、ホームページおよび地域の会に対するご意見・ご問い合わせについて、ホームページ上からも受け付けています。

http://www.tiikinokai.jp